

第1章 はじめに

1 基本指針改定の趣旨

2000年（平成12年）12月に公布・施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第3条に規定する基本理念を踏まえ、同法第5条の規定に基づき、本町の実情に即した人権教育・啓発に関する基本的な方向性を明らかにするために、2008年（平成20年）3月に「新宮町人権教育・啓発基本指針」（以下「基本指針」という。）を策定しました。

本町では、この基本指針に基づき、日本国憲法で保障されている基本的人権を尊重し、明るく住みよい地域社会の実現をめざして、人権教育・啓発に関する施策を積極的に推進してきました。

しかしながら、依然として、学校、地域、家庭、職場など社会生活のさまざまな局面において、部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、感染症患者等に対する偏見や差別が問題となっています。

また、基本指針の策定以降、国際化、情報化の進展などを背景に新たな人権問題が顕在化しており、さらに、障がいを理由とする差別の解消、ヘイトスピーチの解消、部落差別の解消を目的とした法律など、個別の人権問題の解決に向けた法整備も進んでいます。

今回、これらの人権を取り巻く状況の大きな変化を踏まえ、基本指針の見直しを行いました。

2 基本指針の性格

本基本指針は、次の性格を有するものです。

- (1) 国の「人権教育・啓発に関する基本計画」および福岡県の「福岡県人権教育・啓発基本指針」の趣旨を踏まえ、人権教育・啓発を総合的に推進するために策定するものであること。
- (2) 2008年（平成20年）3月に策定した基本指針の考え方を引き継ぎ、これまでの取り組みを踏まえ、本町における人権が尊重される社会の実現をめざすための人権教育・啓発の在り方を示すものであること。
- (3) 「新宮町人権に関する町民意識調査」等により明らかになった本町の実

態を踏まえ、学校、地域、家庭、職場などさまざまな場を通して、町民が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得できるよう、中長期的な方針を示すものであること。

- (4) 人権が尊重される社会づくりの担い手は町民であるとの理念の下に、本町における人権教育・啓発の基本的な方針を示すものであり、行政機関、企業、民間団体等がそれぞれの役割を踏まえた上で、連携・協働し、実効ある人権教育・啓発を推進するものであること。

3 基本指針策定の背景

(1) 国際社会における取り組み

20世紀に起こった二度にわたる世界大戦は、多くの人命を奪い、人々の生活を破壊しました。その反省から、1948年（昭和23年）第3回国連総会において人権の国際的基準として「世界人権宣言」が採択されました。その宣言の中には「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」とうたわれました。その後、宣言の理念は、多くの条約や宣言に採択され、具体化が進められてきました。

こうした中、これまでの人権を守る活動の成果を検証するとともに、地域紛争やテロなどにより尊い人命が奪われて人権が侵害される状況が続いていることから、1993年（平成5年）ウィーンにおいて「世界人権会議」が開催され、全ての人権が普遍的であり、人権尊重が国際的に関心事項であるとし、人権教育の重要性が確認されました。

また、1994年（平成6年）第49回国連総会において、人権文化の構築をめざし、世界規模で人権教育を推進する「人権教育のための国連10年」（1995年（平成7年）～2004年（平成16年））が採択されました。「国連10年」も2004年（平成16年）末をもって終了しましたが、人権教育をより実効性のあるものとするために、2004年（平成16年）12月の第59回国連総会において「人権教育のための世界プログラム」に取り組む決議が採択されました。そして、効果的な人権教育を継続して実施していくために、2005年（平成17年）から重点領域を定めた行動計画「人権教育のための世界計画」が策定されました。

2015年（平成27年）には、国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、2016年（平成28年）から2030年（令和12年）までの国際目標としてSDGs（持続可能な開発目標）が掲げられました。SDGsは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現すべく、ジェンダー平等の実現、貧困や不平等をなくするなど17の目標が設定されました。

（2）国および県における取り組み

わが国では、日本国憲法において、すべての国民に基本的人権の享有を保障するとともに、国際人権規約をはじめとする人権関係条約を批准・加入し、国際社会の一員として、人権尊重社会の形成に努めてきました。「人権教育のための国連10年」が決議されたことを受けて、1997年（平成9年）「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」を策定しました。

また、国の諮問機関である地域改善対策協議会（以下「地对協」という。）は、1996年（平成8年）に行った意見具申において、あらゆる差別の解消を目指す国際社会の重要な一員として、役割を果たしていくことは重要な責務とした上で、わが国固有の人権問題である同和問題の解決に向けた今後の主要な課題は、教育、就労、産業等の面でなお存在している格差の是正等のほか、「差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進」と「人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化」であるとしました。地对協が指摘したこの事項に関して、今後の具体的な方策を検討するために、1997年（平成9年）「人権擁護施策推進法」に基づく人権擁護推進審議会を法務省に設置しました。

2000年（平成12年）には、人権教育・啓発に関する国、地方公共団体および国民の責務が明記されるとともに、人権教育・啓発に関する基本的な計画の策定が国に義務づけられた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を施行し、2002年（平成14年）3月同法に基づく国の基本計画を策定しました。

また、2000年（平成12年）「児童虐待の防止等に関する法律」、2001年（平成13年）「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、2006年（平成18年）「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、2012年（平成24年）「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」、2016年（平成28年）「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差

別の解消の推進に関する法律」などを整備しました。

2016年（平成28年）には、SDGsの国連サミットでの採択をうけ、内閣総理大臣を本部長とする「SDGs推進本部」を設置し、「SDGs実施指針」を決定しました。

一方、福岡県においても、1997年（平成9年）に行政運営を総合的、計画的に実施するために策定した「ふくおか新世紀計画」の中で、偏見や差別の解消のため、あらゆる機会をとらえて、県民一人ひとりの人権意識を高揚するための教育・啓発を進めるとしました。その取り組みとして、1997年（平成9年）知事を本部長とする「福岡県人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、1998年（平成10年）「人権教育のための国連10年福岡県行動計画」を策定しました。

2003年（平成15年）には「福岡県人権教育・啓発基本指針」を策定し、実情に即した人権教育・啓発に関する施策を推進してきました。さらに、2018年（平成30年）に、人権を取り巻く状況の大きな変化を踏まえ「福岡県人権教育・啓発基本指針（改定）」を策定し、性の多様性に関する無理解や偏見、インターネットによる人権侵害など新たに顕在化した問題についても、教育・啓発に取り組んでいます。

（3）本町における取り組み

1976年（昭和51年）部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすために、人権・同和教育の徹底を図り、真に人権が尊重され、民主的な明るいまちづくりを目的とする「新宮町同和教育推進協議会（2002年新宮町人権・同和教育推進協議会に改称）」を設立しました。現在、研修会を開催するとともに、学校人権・同和教育部会、社会人権・同和教育部会、行政人権・同和教育部会の三部会に分かれて、目的に沿った活動をそれぞれ行っています。

1996年（平成8年）にはあらゆる差別をなくし、町民一人ひとりの参加による明るく住みよい地域社会を実現するために「新宮町差別をなくし人権を守る条例」（令和2年3月改正）を制定しました。

2005年（平成17年）12月には町長を本部長とし、各課・局長等で組織する、人権・同和教育問題解決のための施策の総合的な調整・企画を行う機関「新宮町人権・同和教育問題解決推進本部」を設置し、各課が相互の連携を図りながら全庁体制で取り組みを行っています。

また、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するため、2008年（平成20年）に「新宮町人権教育・啓発基本指針」を策定し、実情に即した人

権教育・啓発に関する施策を推進しています。

さらに、「新宮町障がい者計画」（2016年度（平成28年度）～2020年度（令和2年度））、「新宮町高齢者保健福祉計画2019」（2019年度（平成31年度）～2021年度（令和3年度））、「新宮町地域福祉計画・新宮町自殺対策計画」（2019年度（平成31年度）～2023年度（令和5年度））、「第2次新宮町男女共同参画基本計画」（2019年度（平成31年度）～2023年度（令和5年度））などの個別計画においても、人権問題解決のための取り組みを進めています。

2021年（令和3年）には、本町の最上位計画である「第6次新宮町総合計画」（2021年度（令和3年度）～2030年度（令和12年度））を策定し、各施策分野にはSDGsの17の目標を関連づけ、「持続可能なまちづくり」の推進を新たに組み込みました。SDGsの達成には、みんなで課題に取り組む必要があり、人権の尊重が欠かせません。人権が尊重され、「自分らしく豊かな心を育むまち」をめざして、さまざまな施策を推進します。